

日中国交正常化過程の再検証 ——日本外務省の公開資料からみる——

(関東学院大学) 殷 燕軍

2001年6月、読売新聞は情報公開法に基づき、1972年9月における日中国交正常化交渉過程の外交資料を外務省に請求したところ、日本外務省は「田中総理・周恩来総理会談記録——日中国交正常化交渉記録」(初公開、延べ4回)、並びに「大平外務大臣・姬鵬飛外交部長会談(要録)——日中国交正常化交渉記録」(初公開、非公式会談を入れ、延べ4回)と「竹入メモ」と呼ばれる竹入義勝公明党委員長と周恩来総理との会談記録(1972年7月延べ3回)を公開した⁽¹⁾。この公開史料をもとに、首脳会談や外相会談など、これまでの公開史料と研究成果を対照すれば、注目すべき点が数多くあるものと思われる。特に外相会談の内容については、これまでの研究成果にはない問題点なども浮き上がっている。また、これまでは30年前からマスコミで報道された「竹入メモ」によりよく知られている中国側の草案に対し、日本側草案の存在は、あまり重要視されなかった。ところで今回の公開で、日本側が日中外相会談で提示した「日本国と中華人民共和国との間の国交正常化に関する日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明案」(公開資料「別紙1の別添1」, 以下「日本政府案」と略称)、「共同声明日本側案の対中説明」(別紙1, 9月26日第一回目外相会談の場で高島益郎条約局長により読み上げられたもの。以下「対中説明」と略称)も初めて明らかにされた。日本政府案は、延べ8項目であった。その前文については未公開のため、内容は明らかになっていなかった。かつて、田中角栄は、国交正常化の意味について、「日本が中国と国交を正常化することは、アジアにNATOをつくるよりも、強力な安全保障になる」⁽²⁾と認識していた。2002年日

中国交正常化実現の30周年を機に、これらの史料公開は日中国交正常化の意味を再吟味する契機にもなった。このたび『中国研究月報』の誌面を利用して今回の公開史料の注目点と再確認すべき問題を論じ、さらには日中国交正常化のありかたについて再考してみたい。

1. 戦争状態終結の時期について日中間の共通認識ができなかった

今回の史料公開とこれまでの研究成果と合わせて分析すると、注目すべきことはまず、戦争状態の終結についての双方の処理方法である。本来中国側は、最初の案(周・竹入会談)からも「中華人民共和国と日本国との間の戦争状態は、この声明が公表される日に終了する」ということだった。周・竹入会談の段階にもこれは問題にならなかったが、9月9日、自民党古井喜実代議士らは日本政府の考えを抱えて北京で周らと会談を行った。そのなかで日本政府案にはまず「両国政府は戦争状態が終結したことを確認する」と書かれてあった。これは「戦争状態が終結した」ことの確認は、つまり、日華平和条約⁽³⁾(以下日華条約と略称)ですでに中国との戦争状態を終結したという、これまでの日本側の主張の確認であったように思われる。周・古井会談の全体的な内容は明らかにされていないため、細かい分析はできないが、少なくとも、中国側が日華条約を受け入れられないという従来の立場から、日本側の主張に反対し、双方の隔たりが大きかったことは明らかである。

外相会談の時に出された日本政府案は、基本的に古井が提示したものと一致しており、「日本国政府及び中華人民共和国政府は、日本国と中国と

の間の戦争状態の終了をここに確認する」という内容であった。日本側の思惑としてこの「確認」は、いうまでもなく、日華条約ですでに終えていた戦争状態の終結の確認であり、日華条約にはふれずに、戦争状態の終了の確認を求めたのであろう。この点、当然中国側の考え方とは大きな隔たりがあったため、外相会談（一回目 9 月 26 日午前 10:20-11:40）の最初から鋭く対立したものとなった。姫鵬飛外相は「(日華条約により日中間の戦争状態がすでに終結したことについて)、中国側も人民を納得させることができないので同意できない。また、歴史の事実にも合わない。中国人民に、戦争状態がいつ終了したのかをはっきりさせなければならない」と日本政府案を受け入れない考えを示した。そして二回目（26 日午後 17:10-18:20）の外相会談では、日本側は、二つの修正案を提示した。それは、第一案「中華人民共和国政府は、中国と日本との間の戦争状態の終了をここに宣言する」こと。これについて大平正芳外相は次のように説明した。「(この項は) 主語が中華人民共和国になっている点が特徴的である。このように、戦勝国だけが一方的に戦争状態の終了を宣言した例は、過去に、連合国とドイツとの戦争状態終了に際して採用されたことがある」。第二案は「日本国政府及び中華人民共和国政府は、日本国と中国との間に、今後全面的な平和関係が存在することをここに宣言する」。さらに大平は「いつ戦争が終了したかを明確にしないものである。この問題については、双方に立場の違いがあるので、将来に向って前向きな態度で処理することを考えたものである」と説明した。これに対し、姫は「戦争状態が終了する旨の時期の問題は重要だ。つまり、この時から、本文の戦争状態以外の他の部分についても効力が発生することとなる。例えば、日本が中華人民共和国を中国の唯一合法政府と認めるのも、この日からであろう。現時点でこう認めろと要求されても、日本側はお困りで

しょう」と応じた。さらに「戦争状態の終了の問題について、本日、二つの日本政府案を頂いたが、中国側としては、時期の問題を極めて重視している」と念を押した。これに対し大平は、「(この問題について) 周総理もはっきり (日本側の困難は分かっている) 言明しておられるので、何とかよい案を考えたい」と応酬した。

これについて日中首脳会談で、田中角栄は「台湾は、日中国交正常化後は戦争状態に戻るといっているから、日本の総理としては困っている」と「戦争状態の終結」という文言による台湾側の反発に対する日本側の不安を漏らした。これに対して周恩来は「今回の共同声明につき、中国側で、戦争状態の問題につき、表現を考えたのは、その点に配慮したからである」と中国側の妥協を説明した。

三回目の外相会談（27 日午後 10:10-28 日午前 00:30、公開記録には「最終会談で、最も重要なもの」と記されている）では、中国側の提案として「両国人民はこれまで存在した不自然な状態——戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くであろう」と、第一項で「本声明が公表される日に、中国と日本との間の極めて不正常な状態は終了する」と並列した。姫は、これにより「戦争状態の終結は時間上の制限を受けなくなり、日中双方ともその問題についてそれぞれ異なった解釈を行ないうる余地が生じる」と説明した。勿論、ここには、明らかに中国側の大きな譲歩があり、本来戦争状態終結の時期問題を極めて重視しているはずの中国側は、「大同を求め、小異を残す」ためか、結局、戦争終結の時期をはっきりさせないまま、このような曖昧な表現で戦争終結問題をかたづけようとしたのである。

中国側の修正案を受けて、大平は「戦争状態終結の問題については、中国側で日本側の意向をお含みいただき感謝する」と述べ、多少の文字修正

を経て妥結しようとした。大平は、その「極めて」という字句を「これまでの」あるいは「一切の」という表現に改めることを提案した。最終的には共同声明の前文に「両国国民は、両国間にこれまで存在した不正常な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなろう」ということで落ち着いた。

こうして日中双方は、共同声明で正式に「戦争終結を宣言」することはできなかったかわりに、不正常な状態と戦争状態の終結を並列して挙げることになった。この表現により、日中双方は、各自の都合のいいように戦争状態終結の時期を解釈できるようになった。

さらに日本側は、(戦争終結の時期について)「これまでの日中関係に対する法的認識についての双方の立場に関して決着をつけることは必要ではなく、また、可能でもないで (原文のママ)、それはそれとし、今後は、日中両国間に全面的に平和関係が存在するという意味で、戦争状態終了の時期を明示することなく、終了の事実を確認することによって、日中双方の立場の両立がはかれるとの考えである」(下線は筆者)と会談前でも用意した「対中説明」(公開資料別紙1)を明らかにした。つまり、日本政府としては、交渉前から戦争状態終結の時期について、当初「法的認識についての双方の立場に関して決着をつけることは必要ではなく、可能でもない」と見て、各自の解釈できる字句を模索したのである。日本政府は、この戦争終結の時期に対する日中双方の立場に関する決着は必要ではなく可能でもないと認め、中国側もこれを重大な原則として譲るわけにはいかない。指摘すべきは、この結果、現実問題として国交正常化30年の今日になっても日中両政府において、戦争状態終結の時期について共通した法的認識と決着はないということである。中国

側は、戦争状態の終結はこの日中共同声明により実現したと認識しているのに対し、日本側は、依然として日華条約により戦争状態の終結を得たと解釈している。日中双方はこのような重大な相違点を黙認しあっているのである。1978年10月13日、日本衆議院外務委員会で日中平和友好条約が審議された際、寺田巖議員(共産)は、日中間の戦争状態終結の時期について、政府の見解を求めたことがある。大森誠一外務省条約局長は次のように説明した。「日中間の戦争終結の問題につきましては、法律的には、我々と中華民国との間の戦争状態は日華平和条約第一条により終了したとするのがわが国の立場でございます。日中国交正常化に際しまして、わが国としては日華平和条約を当初から無効なものとし、ます中国側の主張は認めることはできないとの基本的立場を中国側に十分説明いたしまして、日中国交正常化という大目的のために日中双方の本件に関します基本的立場に関連する困難な法律問題を克服しますために、共同声明の文言に双方が合意した次第でございます。日中間の戦争終結の問題については日中共同声明により最終的に解決している次第でございます」⁽⁴⁾と。このように日本政府は、日華条約の有効性を堅持しながらも、日中間の戦争状態の問題を日中共同声明により最終的に解決したとして、日華条約と日中共同声明を両立させる立場なのである。しかし問題は、このような両立論は、一方の当事者である中国(大陸)側としては、その日華条約を一度も認めたことはなかったために、そもそも日華条約と日中共同声明は、両立できないものである⁽⁵⁾。

また日中双方の対立によって、共同声明には「日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する」(第一項)と表明しただけで日中共同声明によって日中間の戦争状態の終結宣言はなかったのである。もちろん戦争状態の終結について日

中双方がそれぞれ政治的な解釈を行ってはいるが、双方ともその法的な根拠は乏しいものであった。この戦争終結の宣言のない結果は今日の日中関係にもそれなりの重い影を落としている。

II. 日中国交正常化問題は、法律的ではなく、政治的に解決された

日中国交正常化には、日華条約といった重大な法的障害が存在している以上、それを取り除くための難関を乗り越えなければならなかった。もともと日中国交の回復は、戦争状態の終結宣告など、戦後処理問題を片付け、国際法的諸問題を解決すべきものである。しかし、日華条約に対する日中双方の考え方は真っ向から対立し、容易に話し合いで調整できるものではなかった。これは周恩来もいったように、「日台条約や桑港条約（サン・フランシスコ講和条約）を入れると、問題が解決できなくなる。これを認めると、蒋介石が正統でわれわれが非合法になるからだ。そこで中国の「国交正常化三原則」を十分理解することを基礎に、日本政府が直面する困難に配慮を加えることとしたい」と中国側の考えを紹介した。

首脳会談前に行なわれた周恩来・竹入義勝会談も、当時の日中関係の現状を反映した。竹入義勝は、日本政府を代表するものではないが、当初日中双方では、外交ルートがなかったために、日中両国の国交正常化に関する交渉は、殆どそのすべてが日本側の民間人か、与野党議員などの訪中を通じて水面下で中国政府関係者との間でなされてきたのである。したがって1972年7月はじめ、田中内閣が発足してからまもなく、田中総理の委託を受けた⁽⁶⁾竹入は、訪中して中国側の外交責任者周恩来との会談に臨んだ。こうした背景から始まった周・竹入会談は、日中国交正常化への道を開くという意味から大変重要である。ある意味では、相手の基本的考えをさぐる正常化交渉の予備会談ともいえるものである。

この会談では、先ず竹入から日中国交正常化にあたり、日本側として不安になる問題を取り上げた。これは、国交正常化に関する日中共同声明では、①日米安全保障条約にはふれないこと、②1969年の佐藤・ニクソン共同声明⁽⁷⁾にはふれないこと、③日蔣条約（日華条約のこと）の問題解決を、日本側に任せることなど、中国側に強く求めたのである（竹入メモより）。その理由として竹入は「日中国交回復ができれば中国への（日米）安保の効力はなくなること」。また「共同声明ができ、外交関係が樹立したその瞬間から日台条約（原文ママ）は無効になる」と強調して中国側に説得した。この日本側の約束により、中国側の了承を得た。7月29日、三回目の周・竹入会談で中国側から共同声明の案を提示し、戦争状態の終結や戦争賠償請求権の放棄などを入れることにし、一方、日本側の「心配事項」（日米安保、佐藤・ニクソン共同声明、日華条約等）については触れずに、日台条約の処理方法も日本側に委ねることにした。これにより日中間では、大筋で国交正常化に関する基本原則を了解しあい、田中総理の自らの訪中で国交正常化を実現させる運びになった⁽⁸⁾。

そして、日中首脳会談において、周恩来は、田中角栄の「過去の不幸なことを反省する」という考え方は、「我々としても受け入れられる。しかし、田中首相の「中国人民に迷惑をかけた」との言葉は中国人の反感をよぶ。中国では迷惑とは小さなことにしか使われないからである」と歴史認識に関する注文を初めて付けた。また日本には、日中国交正常化を反対する勢力もあるといった田中の発言に対し、周は「我々のところでも、少数の者が反対した。……我々の方も人民に説明する必要がある。人民を教育しなければ、「三光政策」でひどい目にあった大衆を説得することはできない」と指摘した。

中国側の声明案では、戦争責任に対する日本側の態度表明は、次のようになっている。日本側は

過去において、日本が戦争を通じて中国人民にもたらした重大な損害の責任を深く反省する」。これに対して大平は、「この責任という言葉には具体的な、ある何らかの特別な意味が含まれているのではなく、単に、損害を与えたという事実に伴う責任を十分に反省しているという意味に理解してよいのか、つまり、文字通り損害を与え、責任を感じ、深く反省するという意味であると理解して差し支えないか」とただし、姫は「その通りである」と答えた。その後双方の文字修正で「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」となった。これは日本と諸外国との間で行なわれた共同声明や、政府間協定において、はじめて日本の侵略戦争の責任を認め、謝罪したものである。ただこの責任の取り方は、どのような形で表すべきかは、日本側に残された課題になっている。

また、最初に紹介したように、日本政府案はその表題として「日本国と中華人民共和国との間の国交正常化に関する日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明案」とし、両国の国交正常化に関するものであることを強調し、戦争処理や講和条約的性格の含みのあるなどのものを避けようとした。これは日華条約の有効性を堅持するための措置だと受け止められている。これに対し、中国側は、「国交正常化に関する」共同声明という表題を反対し、日中共同声明という表題を求めた。これについて中国側は、「中国側がかかる表題を選んだ理由は、共同声明の内容自体が、単に国交正常化の一事を指しているのではなく、それ以上の幅広い問題を含んでいるからである。表題を国交正常化という字句で表現した場合、共同声明に含まれている全ての問題を包括することができなくなるからである」と説明した。このやりとりで明らかになったことは、当初、日本政府としては、今回の交渉は、あくまでも国交正常化だけの交渉

だと位置づけ、戦争状態終結や戦後処理などの講和条約にかかわるものではないと認識していたことであり、法的意味が薄いものである。それと対照的に、中国側は、最初から戦争状態の終結や戦後処理を含む総括的なものにし、この共同声明でこれまでの日中間の基本的問題を一気に解決しようとしたのである。

結局、こうして戦争状態終結の表現や共同声明の表題などについて両国総理に一任する形で政治的な決着を求めた。

このように日中双方は、法律的に解決できない問題を一時棚上げして、共同声明の内容、特に戦争状態の終結時期や戦争賠償放棄など、戦後処理に関する諸問題については、法的表現ではなく、極めて高いレベルの政治的決断で解決させ、日中国交正常化を実現させるという形をとったのである。このように日中双方は、この困難な問題を乗り越えるため、法律的な問題の対立を避けて、政治的な次元からこのような「玉虫色的」な表現で問題の解決を図ったのである。

Ⅲ. 平和条約より平和友好条約を

周恩来総理と竹入義勝委員長との会談（7月27日第一回目）では、周恩来の「（国交正常化にあたり）平和条約も可能ですが、平和友好条約にしたいと思う」という発言は、これまでの日中関係で看過されたものであった。というのは、これまでの日中双方の研究では、日中講和の過程について、どのように対応してきたのかについては、あまり深く議論されることもなく、殆ど言及されてこなかった。戦後の日中関係は、1952年4月、日本と台湾当局との間で結ばれた日華条約により、遮断された⁹⁾。中国側は、その日華条約に対して、最初からも無効であり、破棄しなければならないと主張してきた。それと関連して日中間の戦争状態や戦後処理などの諸問題も1972年の国交正常化まで依然として存在していると考えてきた。それ

は中国側が提出してきた日中国交正常化三原則³⁰にもよく現れているものである。中国側の日華条約に対する完全否定の立場からすれば、今回の国交正常化にあたり、日中間の講和条約の締結を提案してもおかしくないのではないかと思われる。一方、1972年7月の段階では「自民党日中協で初步的な一致を見た二つの段取りがある。一つは共同声明で国交回復し、その後、平和条約を締結する」というものであった（王曉雲、中国外務省アジア局次長の報告、竹入メモによる）。つまり、日本側も日華条約の有効性を主張しながらも、中国大陆とも平和条約を結ぶ覚悟はあったのである。

しかし、第一回目の周・竹入会談で、すでに周恩来が、平和条約の形をとらずに、平和友好条約の締結という提案をしたことは、中国側の驚くべき柔軟性の現れであり、重大な妥協とも言えよう。この平和条約と平和友好条約は一見、二文字増加したにすぎないが、その性格は全く違ったものである。前者は戦争状態終結の宣言と戦後処理を規定し、後者は未来志向的なものであった。中国側のこの提案は、ある意味で日本側を安堵させる結果になったであろう。というのは、日本側が最も心配していたのは、日華条約の処理と日中間の全面的講和問題の再提起であったからである。

ちなみに1972年の時期に中国側は、日中間の平和条約を求めるならば、日華条約の扱いといった、極めて法律的に困難な問題にぶつかり、国交正常化の実現自体が危うくなる恐れがあるとして、中国は「国交正常化の実現という大局」を選んだ。その大前提は「日本側が中国の国交正常化三原則を十分理解し、尊重する」ことにあった。つまり、日本は中国側の「日華平和条約が不法であり、破棄しなければならない」という立場について十分理解し、尊重することや、この中国の台湾問題に関する立場に挑戦しないことを意味した。一方、日本側の困難も考慮して、中国側は、これまでの

主張を控えて、日本側の要求を受け入れ、共同声明で日華条約には言及せずに、共同声明を発表した後、日本外務大臣の記者会見の発言により「日華平和条約の終了」を宣言するという形により、日本側の「一方的な措置」で片付けることにした。こうして、日中双方とも日華条約への言及により発生しかねない、やっかいな問題を回避し、双方の面子を立てた形にしたのである。

もちろん、日本政府にとって「平和友好条約」は好都合であった。そのメリットは、日華条約という講和条約とは性格が違ったものだからである。戦争処理に関する平和条約なら日華条約との関係上、日本政府はそれに応じることは困難であった。しかしもし未来志向的なものならば、平和友好条約には応じる構えであった。こうして平和友好条約を締結するという中国側の提案に対し、日本政府は当初、その「真意」を計り得なかったために、「日本政府案」には触れなかった。これについて日本側は「対中説明」でつぎのような見解を示した。「当面（平和友好条約の）締結の必要性につき確信がえられないのであえて言及しなかった」「中国側が予想している条約の内容を具体的に承知していないが、日本政府としては、この条約が、将来の日中関係がよるべき指針や原則を定める前向きの性格のものである限り、その締結のために中国側の具体的提案をまって交渉に入ることに異存はない。戦争を含む過去の日中間の不正常な関係の清算に関連した問題は、今回の話し合いとその結果である共同声明によって全て処理し、今後にかかる後向きの仕事をいっさい残さないようにしたい」というのである。つまり日本政府が最も恐れているのは、戦争処理に関する取極めなどの内容が平和友好条約に提起され、それが日中平和条約（講和条約）というものになることだった。もし日中間で平和条約が締結されるならば、自然に日華条約が完全に否定されることになり、これまで堅持してきた日華条約の有効性も

危うくなり、その法的立場も失われてしまうからである。

幸いなことに、中国側は平和条約にこだわらなかった、さらに中国側は「平和五原則をいれ、武力ではなく話し合いにより（問題を）解決する。日中間が本当に平和・友好になれば極東に渦巻く具体的問題の解決になる」との認識を示した。これは日中両国間の視点から考えたことばかりではなく、アジア全体といった視点からの問題提起だったと思われる。周知のように、日中国交正常化後、結ばれた日中平和友好条約は、かつての戦後処理を行なうための平和条約ではなく、未来志向的な友好条約として、そのポイントは広い意味での平和と友好を構築することにある。また友好条約の締結交渉過程における焦点も、戦争処理などの問題ではなく、むしろ「覇権」条項など国際情勢に関連するものであった。また友好条約は10年間有数期限付のもの⁽¹¹⁾であり、名実とも講和条約ではない。

逆にいえば、日中間の重要文書である日華平和条約、日中共同声明、日中平和友好条約、そのいずれも日中双方とも同時に認めている、厳密な講和条約（the Peace Treaty）ではないことは明らかである⁽¹²⁾。つまり今日になっても、日中間においては、双方とも認めている戦争処理に関する講和条約は、存在しないことを意味する（この問題については別の機会に詳しく論説したい）。

共同声明では「日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結を目的として、交渉を行うことに合意した」と発表された。

IV. 中国側の戦争賠償請求の放棄について

さらに、周は竹入との会談のなかで「毛主席は賠償請求権を放棄すると言っています」と言明して戦争賠償請求権の放棄は、毛沢東自身の決定で決められたことをあきらかにした。当時賠償請求

権の放棄は、どのような政策決定のプロセスを経て行われたのかは、謎のままになっていたが、周恩来のこの発言で毛沢東自らの決定といった意味が重く、当時「文革」の最中、毛沢東が中国における絶大な権威を持っていたことを考えれば、容易に理解できよう。ちなみに中国側は、1950年代にもすでに対日賠償請求権の放棄を考えていたのである⁽¹³⁾。

さらに周恩来は対日戦争賠償放棄の理由について「賠償を求めれば日本人民に負担がかかります。そのことは、中国人民が身をもって知っています。清の時代には2億5千万両も日本に賠償しました。清朝はこれを利用して税を重くしました。これを全部払ったかどうか知りません。八国連合軍の賠償は4億5億両でした。4億ドル位で今では大した額ではありませんが、賠償を人民にすることは良くない。賠償の請求権を放棄することとを共同声明に書いても良い」（今回の公開は朝日新聞の記事より詳しい内容であった）と表明した。ここでは、当初中国側の賠償問題に関する認識を表した。この問題について周恩来までも、日清戦争の賠償により中国経済と国民にどれだけの被害を蒙らせたのかは、必ずしも十分に調べていなかったように思わざるを得ないのである。

ところが、日中間の公式交渉会で日本側が、賠償問題はすでに日華条約の段階で解決済みと主張し、「一国に二度の賠償放棄は認められない」と、中国側の賠償請求権放棄を「受け付けない」立場を表明した。こういった日本の立場は中国側を激怒させた。周恩来は首脳会談で「蒋介石が賠償を放棄したから、中国はこれを放棄する必要がないという（日本）外務省の考え方を聞いて驚いた。……我々は田中首相が訪中し、国交正常化問題を解決すると言ったので、日中両国人民の友好のために、賠償放棄を考えた。（日本外務省の）考え方は我々には受け入れられない。これは我々に対する侮辱である」と賠償請求権は台湾側には

なく、大陸側にあることを強調した。これを受けて田中は「賠償放棄についての発言を大変ありがたく拝聴した。これに感謝する。中国側の立場は恩讐を超えてという立場であることに感銘を覚えた」と応じ、賠償放棄といった中国側の立場を、日本政府首脳の見解から積極的に評価し、受け入れた。

ただ、共同声明での文言をめぐって、日本側は依然として日華条約が有効性をもつというこれまでの法律論を主張し、中国側からの「二度目」（台湾側が一回目）の賠償請求権の放棄に難色を示した。その結果、「戦争賠償請求の放棄」といった文言は、中国側の強い要求で共同声明に入れられたが、賠償請求権の「権」については、日本側の要求により文章から削除させられたという⁽⁴⁴⁾。

ところで日本政府案と中国側の声明案とは、賠償条項の内容に違いが見られた。賠償条項について、日本政府案の第7項としながらも、全項に括弧をつけたのである。その括弧について日本の「対中説明」は次のように記している。「賠償の問題に関する第7項は、本来我が方から提案すべき性質の事項ではないので、括弧内に含めてある。趣旨において変わらないが、若干の表現上の修正が行なわれている。日本政府は、わが国に対し賠償を求めないとの中華人民共和国政府の（空白——原文ママ）を評価するが、他方、第一項の戦争状態終結の問題と全く同様に、日本が台湾との間に結んだ条約が当初から無効であったことを明白に意味する結果となるような表現が共同声明のなかで用いられることは同意できない。日本側提案のような法的ではない表現であれば、日中双方の基本的立場を害することなく、問題を処理しうると考える」と。それにしたがって日本政府案には、「中華人民共和国政府は、日中両国国民の友好のため、日本国に対して、両国間の戦争に関連したいかなる賠償の請求も行なわないことを宣言する」と書かれていた。ここに二つの問題が浮き彫

りされている。一つは、日本政府は、「解決済み」とする賠償問題についても、「いかなる」賠償の請求ということで戦争賠償問題の「完全」解決を求めようとしたのである。もう一つは、戦争賠償請求権の放棄ではなく、「賠償の請求を行なわないことを宣言する」という形で、中国側の戦争賠償請求権の存在を認めることを避けたのである。

国交正常化以後、外務省条約課長栗原尚一が日中共同声明の説明をしているが、それによると「過去の中国大陆における戦争が中国の国民にもたらした惨禍は我が方として深い反省の対象となるべきものであることを考慮するならば、このような中国側の賠償放棄の宣言は、率直かつ正当に評価されるべきであろう。（なお、日華平和条約は、その議定書第一項において、中華民國の対日賠償放棄を定めているが、今回の共同声明は、その法的効果に直接ふれたものではない）（注：中華民國というのは、中華民國政府によって代表される国家として中国のことであり、したがって、日華平和条約により、我が国と中国との戦争状態は終結しているというのが政府の従来からの法的立場であった）」⁽⁴⁵⁾となっている。この解釈でも分かるように、日本政府としては、共同声明での中国側の賠償放棄宣言を評価する一方、今回の共同声明は日華条約の「法的効果に直接ふれるものではない」と認め、日中間の戦争状態の終結や戦争賠償問題の解決についても、依然として日華条約によるものであると主張している。

結局、日中共同声明第五項には「中華人民共和国政府は、日中両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」と書かれた。「戦争賠償請求を放棄する」といった請求権の“権”をとったことにより、その法的な意味も薄れ、日中間においては、戦争処理や賠償問題がはたして法的に解決される文書が存在しているのかどうかも問題になっているのである。そのために「賠償は放棄したとはいっても、

請求権は放棄していない」という声は、いまでも中国側の一部にはある。もともと中国側にとっての重大な譲歩としての賠償請求権の放棄はこのような結末になってしまったのである。

大変残念なことに、今回の公開史料には、賠償問題についての交渉内容は、殆ど入っていなかった。これは今回公開しなかったのか、もともとその内容がなかったのかは、明らかではない。特に賠償請求権の“権”について、いつ、どのような場でそれを交渉し、削除されたかも、依然として不明である。また、この始末は、日本側にとって、好都合のように見えるが、実際に新しい問題も発生させた。つまり、日本側の認識として「法的ではない表現」しか賠償問題の言及を認めないという立場により、せっかく合意された共同声明にある戦争処理に関する文言は、いずれも「法的ではない表現」であると日本政府は認めていることを意味するからである。言い換えれば、中国側の日華条約否定により、日中間の戦争処理など講和諸問題は、法的には今日になっても依然として合意されていないことになる。

ついでに紹介するが、これまでによく知られている周恩来が会談の中で日本側の条約局長の条約論に対して「法匪」と呼ぶエピソード¹⁶は、今回の公開史料には見あたらなかった。

V. 台湾問題より国際問題、とりわけベトナム問題は重要だ

周恩来・竹入義勝会談で、竹入は「中米共同声明における台湾の領土の表現についてゆるやかなものといえるが」、日本も同じような表現で片付けたいといったニュアンスの発言をしたのに対し、周恩来は「日本の立場とは違うでしょう」と中米上海コミュニケにおける台湾問題の文言を、日中共同声明には、適用しないことを明らかにした。

周は竹入に対し、「中米共同声明はベトナムと

結びついている。私たちは自分のことを考えるのではなく、ベトナムのことを考えねばなりませんでした。ベトナムでは血が流されています。台湾の問題は分裂しているが、血は流されておりません。台湾は中国の内部問題です。ベトナムより先に台湾問題を解決するのはベトナムの兄弟に済まないことです」と述べた。さらに首脳会談で、周は「私たちは、台湾を武力で解放することはないと思う」と予測した。このような考え方は、後の中国側の台湾政策にも大きく影響しているといえよう。

また、日本と台湾との実質関係について、中国側は、日本側にかなりの配慮を見せた。まず日本と台湾との非公式関係について、日本側は、断交後、しばらくの間、大使館・総領事館などの残務処理に必要な範囲内で継続し、さらに撤去された後に、何らかの形で民間レベルの事務所、コンタクト・ポイントを相互に設置する必要性が生じると考え、中国側の理解を得たいとの考えを大平外相が説明したのに対し、周恩来は「日本側では、台湾との間で「覚書事務所」のようなものを考えているのか？」とたずね、「日本側から、主導的に先に台湾に「事務所」を出したほうが良いのではないか」と日本側にとって「意外な」「提案」をした。

中国は、このような事務所の設置を認めることで、後日台湾問題を処理するにあたっての、いわゆる「日本方式」を示唆したのである。近年になって台湾側は、多くの国交のない国で事務所などを設けているのも、この「日本方式」を適用したものである。

これに加えて、周・竹入会談の時に中国側から出された台湾問題に関する「三つの黙約事項」からも中国の日本に対する配慮がうかがえる。それは1、台湾は、中華人民共和国の領土であって、台湾を解放することは、中国の内政問題である。2、共同声明が、発表された後、日本政府は台湾

から、その大使館、領事館を撤去し、また効果的な措置を講じて、蒋介石集团の大使館、領事館を日本から撤去させる。3、戦後、台湾における日本の団体と個人の投資及び企業は、台湾が解放される際に、適当な配慮が払われるものである。この部分の黙約事項については、外相会談の冒頭提示した日本側の「対中説明」には、中国側の提案した台湾問題に関する黙約事項について「(日本政府は)日中国交正常化に際しては、いっさい秘密了解のごとき文書を作るべきではないと考えている」とことわった。

さらに竹入は、中国側が終始蒋介石集团という使い方に対し、「台湾というふうに使いたいと、田中首相に考える余地を残してほしい」ということを要求し、周恩来はこれを了承した。

それから日中首脳会談(9月28日第三回目)で、周は「我々は、インドシナ問題を第一に、台湾問題は第二に考えている。台湾解放は中国の国内の問題だからしばらく後でもよいと思う」と明言した。ただ、1972年2月、台湾問題の解決について、周恩来の考えとしては、10年以上待つことは、長すぎると米国の大統領補佐官キッシンジャーに言っていたが、ところがその後の1973年11月、毛沢東もキッシンジャーに対して「台湾問題は100年待っても大丈夫」と言ったこともあったという¹⁷⁾。毛と周は、台湾問題の解決の時期について、微妙な違いが見られた。毛は、台湾問題より国際問題はもっと重要との見地からこういうふう発言したと理解してよかろうかと思われる。ただ中国指導者達は、基本的に中米関係の改善や日中国交正常化の実現により、台湾問題はよりやりやすくなるだろうという見とおしもあり、その後の事態の推移からみれば、この認識は甘かったのではないかなと言わざるを得ない。ついでに触れておきたいが、毛沢東は最後の日々に華国鋒、王洪文、張春橋、江青、姚文元、王海容等と呼んで死後のことを託した。その中で毛は、自分の一生を総括し、

自分の「盖棺定論」(人は死んではじめて最終的な評価が定められること)として「この一生では、二つのことをやった。一つは蒋介石と数十年間戦って、彼をあれらの島々(台湾及び澎湖諸島等を指す一筆者)に追い払った。また八年間の抗日戦争で日本人を故郷に返させた。(我々は)北京に入り、紫禁城に入った。この件について異議を講ずる者は少ない。ただ何人かはいつも俺に煩く言う。これは早くあれらの島々を回復することを促している。もう一つのことは文化大革命をやった。この件について賛成者は少なく、反対者は多い……」¹⁸⁾。毛沢東のこの言葉で分かるように、彼は、生前やはり台湾問題の未解決や「文革」のことが気になっている。

ただ、中米関係の台湾問題と日中関係の台湾問題とは、必ずしも同質の問題ではなく、半世紀にわたる日本の台湾植民地支配の残滓は、決して日中関係における台湾問題において看過することはできないであろう。

これについて、日本政府案第四項では「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを再確認する。

日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、かつ、これを尊重する」と記した。これに対し中国側は、共同声明の前文に「日中復交三原則」という「このたびの日中国交正常化の基礎」を明記し、本文には、三原則のうち、前の二原則しか記述されておらず、第三原則すなわち「日台条約の不法」にふれていないのは、「前文において、日本側が三原則全体に理解を示す旨記述するからである」(姫外相)と説明した。

「対中説明」には、「台湾問題に関する日本政府の立場を要約すれば次ぎのとおりである。サン・フランシスコ平和条約(原文ママ)によって、台湾に対するすべての権利を放棄したわが国は、台湾の現在の法的地位に関する独自の認定を下す立場にない。中国側が、サン・フランシスコ条約

について、日本と異なる見解を有することは十分承知しているが、わが国は、同条約の当事国として、右の立場を崩すことはできない。しかしながら、同時に、カイロ、ポツダム両宣言の経緯に照らせば、台湾は、これらの宣言が意図したところに従い、中国に返還されるべきものであるというのが日本政府の変わらざる見解である。わが国は、また「中国は一つ」との中国の一貫した立場を全面的に尊重するものであり、当然のことながら、台湾を再び日本の領土にしようとか、台湾独立を支援しようといった意図は全くない。したがって、わが国としては、将来台湾が中華人民共和国の領土以外のいかなる法的地位を持つことも予見しない」（下線は筆者）「このような見地から、日本政府は、台湾が現在中華人民共和国政府とは別個の政権の支配下にあることから生じる問題は、中国人自身の手により、即ち、中国の国内問題として解決されるべきものとする。他方、わが国は、台湾に存在する国民政府と外交関係を維持している諸国の政策を否認する立場になく、また米中間の軍事的対決は避けられなくてはならないというのがすべての日本国民の念願である以上、台湾問題はあくまでも平和裏に解決されなくてはならないというのが日本政府の基本的立場である」と。引用はやや長くなったが、これは日本政府の対台湾政策の基本原則であり、最も完全な説明であり、大変重要な意味がある。

中国側はこの説明について、これは日本政府の台湾問題に関する重大な約束であり、日本政府の「台湾政策の原点座標」でもあると見ている¹⁹⁹。

中国側の不安（日華条約の存続と日台関係の処理方法）を和らげるため、日本側は、日華条約の有効性を強調しながらも、再三日本独自の方法で日華条約と日台関係の「消滅」を約束した。先ず首脳会談の冒頭、田中首相から日中国交正常化の結果、自動的に消滅する関係（日台外交関係）と表現し、大平外相も、「日華平和条約は国交正常

化の瞬間において、その任務を終了したということで、中国側の理解を得たい」と述べた。さらに日本政府の「対中説明」には「日中国交正常化が達成されれば、日華平和条約は実質的にその存続意義を完全に失うこととなるので、日本政府としては、今後の日中関係が全く新しい基礎の上に出発することを明確にする意味で、なんらかの適当な方法により同条約の終了を公に確認する用意がある」ことを明らかにした。

VI. 国際問題に関する日中双方の認識

日中国交正常化にあたり普通学界等で注目されてきたのは、なんとといっても日中といった二国関係の問題であった。これまでに1972年の日中首脳会談に対する関心も、日中両国の戦争状態の終結や賠償など戦後処理問題などに集中している。しかし、興味深いことに日中間の国交正常化には、もう一つの重要な側面もあった。これは国際情勢の変化とこれに対する日中両国指導者の認識の相違である。四回にわたった日中首脳会談では、二国関係ばかりではなく、そのなかの一回は、国際問題に集中した会談があった。ここで国際問題に関する双方の認識の違いが浮き彫りにされた。

先ず、日米安保条約と米国の国際的行為に対する認識について、周恩来は「日米安保条約には不平等性がある。しかし、すぐにはこれを廃棄できないことはよく判っている。なぜなら、日本は米国の核の傘の下にあるのでなければ、日本に発言権がなくなるからだ」と中国の日米安保条約に対する認識を示した。これに対し、田中角栄は「米国は侵略的だというのが、米国は共産主義の一枚岩に対し、自由主義国家を守ってきた。米国には領土拡張の野心も、侵略の意図もないと思う」と米国の政策を弁護した。周恩来は「第二次世界大戦後の米国の行動には拡張主義、侵略主義の考えが裏にあった」「米国のベトナム政策、インドシナ政策の変遷を見ると、米国に責任がある。ラオス

問題はCIAがやったことだ。ダレスの政策は大陸と台湾を分断し、台湾を米国の保護下に置こうとした」と、また周は「ニクソン訪中の際、最大の問題はベトナム問題であった」とまで披露した。

さらに中ソ関係についても、周恩来から1950年代から現在（1972年）までの中ソ関係を詳しく説明し、中ソ友好同盟相互援助条約が実際に効果を見せたのは、最初の6年くらいで、（現在）実際には存在しないも同然であると中国の対ソ不信を示すこともあった。

周は、軍国主義問題に関する中国側の不安を率直に語り、「今後日中がお互いに往来して、我々としても、日本の実情をみたい」と日本の現状に対する関心を示した。田中は、「軍国主義復活は絶対にない」「日本人は領土の拡張がいに損であるかをよく知っている」などを説明し、「相互信頼が大事だ。だから日本に軍国主義が復活するとか、侵略主義が復活するとか、考えないように願いたい」と中国側の理解を求めた。

さらに周は、日本と北朝鮮との関係にもふれ、「今回の日中首脳会談を手始めに、北鮮（原文のまま）との関係についても、改善をはかられたらどうか」と勧めた。

また、周は中国の核政策について紹介し、日本の核政策についても質した。これに対し田中は正面からの回答をしなかった。

田中が日中間の釣魚島（日本名、尖閣列島）問題を提起したのに対し、周は、「今回は話したくない、今、これを話すのは良くない」と問題の棚上げを主張した。ちなみに朝日新聞の竹入メモに関する記事では、第一回目の周・竹入会談で、周が「この問題にも触れる必要はない。国交回復と比べると、問題にはならない」と発言したとされているが、今回の外務省史料にはこの部分はなかった。

VII. 共同声明で残された問題

そもそも日中共同声明の性格は何であったのだ

ろうかというのは、最も単純な問題提起である。一般的には、戦争状態にあった両国の関係再開は、平和条約の締結に伴うもので、そのような長い戦争状態を存続させていた日中両国においては、なおさらこのような講和条約が必要であろう。しかし、現実問題として、日中共同声明は、このような重大な機能を持たなかった。こうして日中双方には、これまでに、「日華平和条約」「日中共同声明」「日中平和友好条約」といった重要な取決めがあったにもかかわらず、実際に双方とも認めているように講和条約という決定的な取決めはなかったのである。というのは、「日華平和条約」について、日本側がこれを講和条約として認めているが、中国側は最初からこの条約の合法性さえも否定し、この条約の「終了」⁽²⁰⁾にいたるまで一回も認めたことはなかった。しかも同条約の適用範囲⁽²¹⁾もその法的効力を制限していたことは明らかである。

以上の検証からも分かるように、「日中共同声明」という文書はあくまで国交正常化のためのものであり、条約ではなく、双方の国会の審議にもかけられていなかったものである。そして「日中平和友好条約」については、双方とも共同声明を交渉する段階で、すでに合意されたように、これが講和条約ではなく、未来志向的な友好条約であると認めている。

筆者は、日中両国には、はたして真の意味での講和条約は存在していたのであろうか、といった疑問を、あえて持たざるを得ないのである。もしあったとすれば、一体どれなのかが明確にされる必要があるだろうが、もしなければ、これはまた重大な問題である。これまでに日中両国間に発生した諸問題は、絶えず両国関係を揺さぶった。これはまさにこのような講和条約がなかったこととは、決して無関係ではないだろう。

2002年は日中国交正常化30周年にあたる年になったが、それと同時に、日中関係はまさに新しい

局面に臨んでいる。いまの日中関係は「国交正常化以来最も困難な時期でもある」とも言われている。この時期には、まさにより冷静に日中関係を考える機会を与えてくれている。当初日中関係にあった諸問題、つまり台湾問題や、歴史問題などいまでも依然として日中間の最重要な政治問題のまま残されていることは、特に注目すべき点であろう。講和という戦後日中関係の出発点ともいうべきことは、完全には解決されないままである。

国交正常化当初、日中双方が困難な問題を「求同存異」の精神で棚上げし、曖昧にして国交正常化を実現させたのは、それなりに理由があり、理解もできるが、30年も経った今日、国際情勢や日中関係の状況は大きく変わった。日中関係の重要性に鑑み、当初のままの脆い基礎では、21世紀の両国関係をより強固なものにすることはできない。問題が複雑だからといって、これを避けて、無視することは問題の解決には繋がらない。むしろ長期的な安定関係を構築するためにも、この両国関係の原点である講和条約の諸問題をきちんと整理し、再認識した上で、新たな日中関係のあり方を模索することが、まさに日中両国に求められている。

[注]

- (1) かつて朝日新聞、(1980年 5 月23日付)に報じられ、外務省中国課刊行の『日中関係基本資料集』(1972-1990年)に収録されたが、今回の公開史料よりは簡略なものだった。
- (2) 柳田邦男『日本は燃えているか』講談社、1983年、266頁。田中明彦『日中関係 1945-1990』東京大学出版会、1991年、76頁にもこの発言を収めている。
- (3) 1952年 4 月、日本と台湾当局との間で結ばれた条約を指す。(正式名称は「日本国と中華民国との間の平和条約」)のことを指す。「日台条約」ともいう。中国からみれば日華平和条約を締結

した蒋介石政権は、すでに中国人民に捨てられ、決して中国を代表できる政権ではない。したがって日華平和条約そのものは非合法であり、廃棄すべきであると主張しつづけてきた。一方、日本政府としては、日華平和条約は、日本と中国との講和条約であるとの立場をとり、これは最初から無効であるということは認められないということから、日中間の重大懸案として存在してきた。詳細は、前掲田中『日中関係』、または拙著『日中戦争賠償問題』(御茶ノ水書房、1995年)を参考。

- (4) 第85回国会衆議院外務委員会議録第一号、32頁。
- (5) 日華平和条約と日中共同声明の関係について拙稿「戦後日中関係における日華平和条約の意味」(『歴史学研究』1998年3号)などを参照。
- (6) 竹入氏は田中総理の「密使」として田中総理「訪中の決意」と20項にのぼる交渉内容を持って訪中したのであると『戦後中日関係史年表』1945-1993年(中国社会科学出版社、1994年)には記されている。
- (7) 1969年11月佐藤栄作総理訪米中に発表した日米共同コミュニケを指す。そのなかには、「総理大臣は台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとって極めて重要な要素であると述べた」文言があり、中国側からみれば、日本の台湾問題への干渉を意味し、「中国の東北三省は日本の安全の“生命線”であるだとか、“日中提携”だとかいうことと同じものである。これは7億の中国人民に対する思いあがった挑発であり、中国人民は絶対になおざりにできない」と厳しく批判した(1969年11月28日『人民日報』の社説)。
- (8) 竹入氏の回顧録にも、田中氏は竹入メモを見た後、「これでいける」と訪中の決意を固めたという。しかし9月はじめの古井喜実氏らの訪中で日本政府側の案を提示した結果、日中双方

が基本的な問題における隔たりはむしろ大きいということが明らかになった。

- (9) 特に説明すべきは、1952年4月日華条約締結の時に、中華人民共和国が「中華民国」の継承政権——全中国の中央政府としてすでに成立し、中国本土を支配している。一方の「中華民国」はもはや、全中国を代表できるものではなかったことが歴史的事実である。
- (10) 国交正常化三原則とは、第一は、中国はただ一つであり、中華人民共和国は中国人民を代表する唯一の合法政府である。「二つの中国」と「一つの中国、一つの台湾」を作る陰謀に断固反対する。第二は、台湾が中国の一つの省であり、中国領土の不可分の一部であって、台湾問題は中国の内政問題である。「台湾帰属未定」論に断固反対する。第三、「日台条約」（日華条約）は不法であり、破棄しなければならない。
- (11) 通常平和条約は期限の付かないもので（例えば対日平和条約）戦争再開がない限り、永恒に有効である。
- (12) 拙稿「日本の戦後処理」『講和問題とアジア』年報日本現代史、第5号、現代資料出版、1999年参照。
- (13) 何力編『大審判 日本戦犯秘録』（北京）團結出版社、1993年、213頁。なお、日中間の戦争賠償の放棄問題などについては、拙稿「日中間の戦争賠償問題の解決について」『中国研究月報』1995年5月号などを参照。
- (14) 1972年9月30日の大平外相の自民党両院議員総会での発言による。
- (15) 栗原尚一「日中共同声明の解説」、ドキュメント『日中復交』、時事通信社、1972年、215頁、218頁。
- (16) 日本側の研究書や回想録には、このエピソードがあったという。（古川万太郎『戦後日中関係史』田中明彦『日中関係 1945-90』などを参照）。しかし当時会談に中国外務省顧問とし

て交渉に参加した張香山氏は、「これはまったくのデマで、こういったことはない」と否定した。張香山『30年日中関係の管見と見証』三和書籍、2002年、81頁。

- (17) 『キッシンジャー秘録』（中文）遠方出版社、1999年、51頁、211頁。
- (18) 楊繼繩『鄧小平時代』上巻、中央編訳出版社、1998年、3頁（原出所：王年一『大動乱的年代』河南人民出版社、600頁）。
- (19) 蔣立峰（中国社会科学院日本研究所所長）「日本ははやくも台湾問題に明白な約束がある」『中国評論』（香港）2002年8号を参照。
- (20) 1972年9月29日日中共同声明は発表された後、大平正芳外相は記者会見で日華平和条約の「終了」を宣言した。
- (21) 日華条約には「中華民国に関しては、中華民国国民政府の支配下に現にあり、または今後入るべきすべての領域に適用されるものである」という「条約適用範囲条項」が含まれ、条約の中国本土への適用は制限されている。しかもこの条約自体の「終了」により、日中関係を規定するものにならないものである。詳細は拙文「戦後日中関係における日華平和条約の意味」日本『歴史学研究』1998年3月号など参照。ちなみに日韓基本条約にも同じな適用条項があり、韓国の管轄権を制限され、北朝鮮との間には、今日でも依然として「過去の償い」問題などが残っていると日本政府は認めている。